川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する 条例の制定について

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例 を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。) 第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)及び水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する水道の布設工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3 条第10項に規定する水道の布設工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれ かに該当する者であることとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。 以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は 水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに 相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに 相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 上下水道事業管理者が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

(水道技術管理者の資格)

- 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれ かに該当する者であることとする。
 - (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
 - (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道

に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 上下水道事業管理者が前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道事業における技術 上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに当該工事の施行 に関する技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の資格に関し必要な事 項を定めるため、この条例を制定するものである。